

令和7年度

鶴岡市立第一中学校 部活動等に関する基本方針

【基本方針策定の趣旨】

本校では、学校教育の一環として行われる部活動とそれを支えるために保護者会等が主体的に行う活動（放課後活動）が協力しながら、生徒の健全育成や競技力・演奏力等の向上に大きな成果を収めてきた。

一方、過度な活動による生徒の心身の疲弊、担当教員の多忙化、保護者の時間的・経済的な負担の増加などに加え、指導者確保が困難になるなど、様々な課題が顕在化してきた。

これらのことから、部活動や支援クラブ活動(二つの総称として「部活動等」とする)に関わる生徒・保護者・教員・指導者に過度の負担をかけずに行うことのできる『持続可能なスポーツ・文化活動』を再構築する時期がきていると考える。

そこで「鶴岡市中学校 部活動等に関する基本方針」（令和7年3月 鶴岡市教育委員会：以下「市の基本方針」）、「鶴岡市中学校 部活動等に関するガイドライン」（令和7年3月 鶴岡市中学校長会：以下「ガイドライン」）及び「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年12月 山形県教育委員会）等を受け、部活動等が以下の点を重視して、地域、学校、生徒、保護者のニーズに応じた多様な形で最適に実施することを目指し、新たに本方針を策定するものとする。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校全体として部活動等の指導・運営に係る体制を構築すること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 鶴岡第一中学校 部活動等に関する基本方針の策定等

- ① 校長は、「市の基本方針」及び「ガイドライン」に則り、毎年度、「鶴岡第一中学校 部活動等に関する基本方針」(以下「学校の基本方針」という)を策定する。
部顧問は、年間(月間)活動計画(活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績(活動日時、休養日及び大会参加日程等)を作成し、定期的に校長に提出する。
県外及び宿泊を伴う活動については、市教育委員会に届け出る。
- ② 校長は、「学校の基本方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員及び外部指導者の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を配置する。
- ② 校長は、部顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案し、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導や是正を行う。
- ④ 校長は、部活動等を適切に運営するため、放課後活動連絡会を設置し、各部活動の取組みについて情報を共有し、よりよい部活動運営になるよう改善に努める。
なお、放課後活動連絡会は、学校の教員ほか、保護者会代表、外部指導者等も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校・保護者・指導者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を得るよう努める。
- ⑤ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組みの徹底について(平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑥ 校長は、保護者とスケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。

また、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について、保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

- ① 校長及び部顧問は、部活動等の実施に当たって、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 部活動等の指導者は、生徒のバランスとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度な練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うことなどを正しく理解する。そして、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績など、それぞれの目標を達成できるよう、特性等を踏まえた合理的でかつ効果的な練習を積極的に導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する養護教諭等との連携・協力により、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動指導のための各種手引の活用

- ① 運動部顧問は、中央競技団体が作成した指導手引や「運動部活動外部指導者の手引き」(平成30年3月県教育委員会)を活用して、2(1)に基づく指導を行う。
- ② 文化部顧問は、各分野の関係団体等の指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な部活動等の運営

(1) 部活動等の定義について

本校では、以下の①と②を併せて部活動等と定義する。

- ① 部活動 …中学校教育の一環として位置づけられているスポーツ・文化活動
※教員(部顧問)・部活動指導員が、指導・管理にあたる。
- ② 支援クラブ…部活動を支援するために組織した保護者会と校長が委嘱した地域指導者が指導・管理に当たる活動
※教員(部顧問)は、指導に関わらない。
※校長の方針のもと県・市の部活動基本方針、本校の放課後活動ガイドラインを遵守する。

[注]…①令和5年度より、「鶴岡市保護者会スポーツクラブ」として活動する。

②地域の社会体育団体が主催するクラブや総合型地域スポーツクラブを除く。

(2) 部活動等の活動について

- ① 活動休止日
ア 週当たり2日以上となるように設定する。
平日1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という)1日以上とする。
- ② 活動時間
ア 平日では2時間程度、学校の休業日(週休日、休日、長期休業日)では3時間程度とする。
- ③ 長期休業日
ア 学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定する。
イ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ④ 学期中の始業前練習(朝練習)
ア 始業前練習については禁止とする。

4 部活動等における事故防止について

(1) 活動前における配慮事項

- ① 連絡体制の整備と健康状態の把握
ア 校長は、学校管理下において事故が発生した場合に備え、学校危機管理マニュアル(部活動中の事故を含む)を確立し、平素から部顧問・生徒・家庭と共通理解を図る。

イ 校長は、部顧問に対し、生徒の既往歴(心臓疾患やアレルギーの有無等)を事前に把握し、万一の際の対処法を、養護教諭・生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導する。

ウ 部顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

② 安全点検(施設・設備・備品・用具・AED設置場所の確認)

ア 校長は、部顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。

イ 校長は、部顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、部顧問を積極的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての校内研修会を開催したりするなどして、部顧問が確実に使用できるよう努める。

(2) 活動中における配慮すべき事項

① 体調の確認と円滑なコミュニケーション

ア 部顧問は、活動中も生徒の体調確認を行うとともに、生徒が自ら体調不良を申し出ることができるよう、生徒との円滑なコミュニケーションに努める。

② 生徒自身の管理

ア 部顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

③ 天候を配慮した指導

校長は、部顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、下記の点について指導する。

ア 高温・多湿時において、部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、日程調整の関係等でやむを得ず開催する場合には、WBGT31℃以上を指している間は原則として活動中止、WBGT28℃以上の場合、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底し、活動中に熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、迅速に対応する。

イ 雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。

ウ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものあり、現在の活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに応じた、より多くの生徒の活動の機会の創出が図られる体制を地域と共に考える。

(2) 地域との連携等

- ① 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体等との連携及び民間事業者の活用等により、学校と地域が協働・融合した形での地域における『持続可能な活動』のための環境整備を進める。
- ② 校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ及び芸術文化等の環境充実に支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組みを推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮し、参加する大会等を精査する。

7 支援クラブ指導者（外部コーチ）の推薦・委嘱と解除

(1) 推薦と委嘱

- ①部活動顧問と保護者会の「推薦」を受け、放課後活動の基本方針及びガイドラインの内容を理解いただいた上で、校長が「委嘱」します。
- ②保護者が支援クラブ指導者を兼ねることは、無用な保護者間のトラブルを避けるために、原則できません。ただし、適切な指導者がいない等、やむを得ない事情があった場合は、その事情を校長が確認した上で「委嘱」します。

(2) 委嘱の手順

- ①校長に話をした上で、部活動担当より「指導者推薦書」を受け取る。
- ②顧問または保護者会代表が「指導者推薦書」を記入し、部活動担当へ提出する。
- ③顧問は、校長と新規指導者の面談日時を調整する。
- ④部活動担当は委嘱状を用意する。
- ⑤面談後（面談時）、校長より委嘱状を渡し、正式に「地域指導者」となる。

(3) 委嘱の解除について

〈支援クラブ指導者本人から「委嘱解除」の申し出があった場合〉

- ①コーチから顧問へ申し出をする。基本的に保護者会の前に顧問へ申し出をいただく。
- ②顧問から校長に状況を説明し、確認を取った上で、正式に委嘱解除とする。
(※特に、コーチからご提出いただいたり、コーチへ渡したりする用紙はない。)
- ③顧問から保護者会長（保護者会全体）及び生徒へ周知する。

〈コーチに問題行動があった場合（生徒への体罰・暴言・セクハラ等）〉

- (①保護者や生徒から顧問へ相談がある。あるいは実際に顧問がその状況を目にする。)
- ①顧問は他の生徒や保護者会全体と事実の確認をする。※一部の保護者のみではなく。
- ②管理職・保護者会長（推薦責任者）・顧問・部活動担当でコーチへ事実確認をする。
- ③保護者会長または管理職より、コーチへ指導を行う。
- ④コーチの辞任の承認・コーチの解任等について、管理職・保護者会長・顧問で相談をし、「指導のみ」「解任」「指導の一時停止（謹慎）」を決定する。管理職が最終判断をする。
- ⑤管理職よりコーチ本人に伝え、正式に委嘱解除とする。
- ④顧問から保護者会長（保護者会全体）及び生徒へ周知する。

8 放課後活動連絡会の開催と本方針およびガイドラインの見直し

(1) 年2回の定例開催とねらい

- ①第1回（3月）…前年度末に開催
新3年生の保護者代表、新2年生の保護者代表(仮)、地域指導者、部活動指導員の参加。
- ②第2回（9月）…新チーム（2年生主体）の活動開始後に開催
2年生の保護者代表、1年生の保護者代表(仮)、地域指導者、部活動指導員の参加。

＊新しい保護者会代表・支援クラブ指導者に、放課後活動の基本方針・ガイドラインの内容を確認しながら、改善事項があれば審議します。

(3) 臨時の開催

＊放課後活動の中で重大な問題が発生し、保護者会代表や支援クラブ指導者等の意見を聞きながら、理解と協力を求めなければならない場合に、校長が開催します。

(4) 本方針およびガイドラインの見直しと改善

＊本方針およびガイドラインは1年おきの見直しを基本とし、県教委や市教委からの通知等に基づいて、放課後活動連絡会等での協議をふまえて、随時見直しと改善をしていくものとする。